

「やさしい 第4類消防設備士」法改正による訂正

法改正により内容に変更が生じたため、以下のように訂正いたします。

P.27 2-3行目, 5行目

誤	免状取得後2年以内に必要な講習
正	免状取得以後における最初の4月1日から2年以内に必要な講習

P.27 6行目

誤	5年ごとに受講すればよいことになります。
正	受講日以後における最初の4月1日から5年ごとに受講すればよいことになります。

P.104 2. 講習 4-5行目

誤	その期限は、まず免状の交付を受けた日から <b>2年以内</b> に最初の講習を受け、その後は <b>5年以内</b> ごとに定期的に受講する必要があります。
正	その期限は、まず免状の交付を受けた日 <b>以後における最初の4月1日から2年以内</b> に最初の講習を受け、その後は <b>受講日以後における最初の4月1日から5年以内</b> ごとに定期的に受講する必要があります。

P.104 例題7 解説 (3)

誤	最初の講習は、消防設備士免状の <u>交付を受けた日から2年以内</u> なので誤りです。なお、その後は5年以内ごとに受講します。
正	最初の講習は、消防設備士免状の交付を受けた日 <b>以後における最初の4月1日から2年以内</b> なので誤りです。なお、その後は <b>受講日以後における最初の4月1日から5年以内</b> ごとに受講します。

以上